

報告第 5 号

令和 7 年度白井市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度白井市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 9 月 2 日報告

白井市長 笠 井 喜 久 雄

健全化判断比率の状況（令和 7 年度）

	実質 赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
白井市	—	—	4.8	35.4
早期健全化 基準	12.86	17.86	25.0	350.0
財政再生 基準	20.00	30.00	35.0	

白 監 第 8 0 号

令和 8 年 8 月 2 0 日

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市監査委員 河合 謹爾



白井市監査委員 岩田 典之



令和 7 年度白井市健全化判断比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 7 年度白井市健全化判断比率を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度白井市健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

令和 7 年度白井市健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）

2 審査の期間

令和 8 年 8 月 3 日（月）、4 日（火）、5 日（水）の 3 日間

3 審査の場所

白井市役所 東庁舎 3 階 監査委員室

4 審査の方法

（１） 審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

（２） 審査は、「白井市監査基準及び令和 8 年度白井市監査計画」に準拠して、関係書類を照合するとともに、職員から説明を聴取し質問等を実施した。

5 審査の結果

（１） 審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

（単位：％）

健全化判断比率	令和 7 年度	令和 6 年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	12.86
②連結実質赤字比率	—	—	17.86
③実質公債費比率	4.8	4.9	25.0
④将来負担比率	35.4	41.6	350.0

*実質赤字比率と連結実質赤字比率は黒字であるため、「—」で表示している。

（２） 各比率は、早期健全化基準を下回り、良好と認められた。